

【日時】 令和5年11月29日（水） 11時～

【場所】 新居浜市消防防災合同庁舎（5階）

【項目】 令和5年第5回新居浜市議会定例会議案概要について

（司会）

定刻が参りましたので定例記者会見をはじめさせていただきます。
それでは、市長よろしくお願ひいたします。

令和5年第5回新居浜市議会定例会議案概要について

（市長）

はい、本日は定例記者会見にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
それでは、令和5年第5回新居浜市議会定例会議案概要について、ご説明させていただきます。

昨日、招集告示いたしました「第5回市議会定例会」は、12月5日に招集をいたします。

今議会に提案いたします補正予算では、子育て世代の経済的負担を軽減するための医療費助成の追加、産業の振興と雇用促進のための企業立地促進対策等について、予算措置いたしております。
また、予算議案以外には、「新居浜市観光交流施設等の指定管理者の指定について」などの一般議案のほか、「新居浜市公営葬儀条例を廃止する条例の制定について」などの条例議案を上程することといたしております。その他、各議案等の詳細につきましては、企画部から説明をいたしますので、よろしくお願ひいたします。私からは以上でございます。

（司会）

今回提出されます議案につきましては、お手元の議案一覧のとおりでございまして、報告5件、一般議案9件、条例議案8件、予算議案2件の合計24件です。それでは、予算議案につきましては財政課から、また、報告、一般議案、条例議案につきましては、総合政策課から、それぞれ説明させていただきます。
まず、財政課長の藤田から説明いたします。

（財政課長）

はい、それでは、予算関連議案につきましてご説明いたします。

議案第73号及び議案第74号の予算議案につきまして、お手元の「令和5年度12月補正予算案の概要」でご説明いたします。2ページをご覧ください。はじめに、予算規模でございます。

今回の補正予算は、畜産基盤施設再生支援事業の単独事業をはじめ、企業立地促進対策費等の施策費及び経常経費について、予算措置を行っております。この結果、一般会計では、補正額9億590万2千円の追加、補正後の予算総額は、547億3,301万円となり、対前年度同期比は、2億821万9千円、0.4%の減となっております。

続きまして、補正予算の主な事業について、順にご説明いたします。3ページの上段をご覧ください。

子ども医療助成費につきましては、子育て世代の経済的負担を軽減するため、18歳以下の子どもの医療費について助成を行っておりますが、コロナ感染症が5類に分類されたことや平年より早いインフルエンザの流行などの影響からか、受診者数や助成金額が当初の想定以上に増えたため、事業費を追加するもので、補正額は6,945万9千円となっております。

3ページ下段をご覧ください。医療機関新規開業等支援事業費につきましては、全国的にも問題となっている医師不足、とりわけ小児科の医師不足に対応するため、新居浜市に新たに開業する医師又は法人に支援を行うもので、概要に掲載のとおり、土地及び建物の取得または賃貸に要した経費の総額の評価額の4.2%以内の金額で、上限は200万円となっております。また雇用に関しては一年以上の雇用という条件がありますが、医師一人につき100万円以内、看護師又は医療技術者一人につき50万円以内、上限は300万円となっており、昨年1月に11号バイパス沿いの上部地区の東田に開業した小児科のクリニックに関しまして、それぞれ上限の合算額を補助金として支援するもので、補正額は500万円となります。

4ページをご覧ください。企業立地促進対策費につきましては、新居浜市企業立地促進条例に基づき、市内への企業の立地促進に必要な奨励措置を行い、本市産業の振興と雇用促進を図るもので、スカイテクノエンジニアリング株式会社など17件に対して、補助金の合計額7億1,364万3千円を追加するものでございます。

5ページをご覧ください。補正予算の款別歳入と経費別歳出でございます。

歳入につきましては、国庫支出金7,420万8千円をはじめ、県支出金、繰入金など、表に記載のとおりとなっております。

歳出につきましては、経常経費が4,735万1千円、施策費が8億5,729万9千円、単独事業が125万2千円となっております。

6ページをご覧ください。特別会計補正予算の事業についてご説明申しあげます。介護保険事業特別会計補正予算の事業についてでございますが、令和6年度に予定されている介護報酬改定などに対応するためのシステム改修にかかる経費で、1,100万円を追加するものでございます。

7ページをご覧ください。今回補正を行います債務負担行為の変更についてでございます。今回土地所有者から売却の意向があったことから、文化センターとの一体的活用を図ることとし、土地開発公社にて先行取得を行うこととしました。そのため、土地開発公社の債務保証を行う必要があるため、債務負担行為の限度額の変更を4,500万円追加するもので、限度額は4億から4億4500万円に変更いたします。

以上で12月補正予算案の説明を終わります。

(司会)

続きまして、報告、一般議案及び条例議案につきまして、総合政策課長の松原から説明いたします。

(総合政策課長)

はい、私の方からは、報告5件、一般議案9件、条例議案8件について、ご説明いたします。

まず、報告第24号、「専決処分した事件の承認」(訴訟上の和解)につきましては、地代増額請求事件について、訴訟上の和解をすることを専決処分したもので、報告と承認を求めるものでございます。

次に、報告第25号から報告第28号「専決処分の報告」(損害賠償の額の決定)4件につきましては、公用車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することをそれぞれ専決したので、報告するものでございます。

次に、議案第56号から議案第61号までの6件につきましては、いずれも公の施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでございます。

議案第56号「新居浜市観光交流施設等の指定管理者の指定」につきましては、指定管理者を(株)マイントピア別子に指定するため、次に、議案第57号「新居浜市市民文化センター等の指定管理者の指定」につきましては、指定管理者を公益財団法人新居浜市文化体育振興事業団に指定するため、次に、議案第58号「新居浜市生涯活躍のまち拠点施設の指定管理者の指定」につきましては、指定管理者を(株)ハートネットワークに指定するため、次に、議案第59号「新居浜市総合福祉センターの指定管理者の指定」につきましては、指定管理者を社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会に指定するため、次に、議案第60号「新居浜市障がい者福祉センターの指定管理者の指定」につきましては、指定管理者を社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会に指定するため、次に、議案第61号「新居浜市立女性総合センターの指定管理者の指定」につきましては、指定管理者を公益財団法人新居浜市文化体育振興事業団に指定するため、それぞれ議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第62号から議案第64号までの3件につきましては、いずれも工事請負契約の一部を変更する契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。議案第62号につきましては、東田団地2号棟 新築建築工事、議案第63号につきましては、東田団地2号棟 新築電気設備工事、議案第64号につきましては、東田団地2号棟 新築機械設備工事 の請負契約の一部を変更する契約を締結するため、議決を求めるものでございます。

次に、議案第65号「市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例の制定」につきましては、「地方自治法」の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第66号「新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、渡海船勤務に従事した職員に対し特殊勤務手当を支給するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第67号「新居浜市手数料条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、政令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第68号「新居浜市立学校体育施設照明設備使用料条例等の一部を改正する条例の制定」につきましては、使用料及び手数料の額を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第69号「新居浜市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、新居浜市立金子保育園を令和6年3月31日限り廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第70号「新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、国の施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第71号「新居浜市公営葬儀条例を廃止する条例の制定」につきましては、新居浜市公営葬儀制度を廃止するため、条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第72号「新居浜市森林公園ゆらぎの森設置及び管理条例の一部を改正する条例」につきましては、利用料金について見直しを行い、所要の条文整備を行うため、条例の一部を改正するものでございます。以上でございます。